

松戸市少年軟式野球連盟規約

第1章 総則

第1条 本連盟は松戸市少年軟式野球連盟と称する。

第2条 本連盟の本部及び事務局は会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本連盟は少年野球の普及振興活動を通じ、少年・少女の健全育成を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は前条の目的を達成する為次の事業を行う。

- ①本連盟が主催する野球大会の企画及び実施
- ②千葉県少年野球連盟あるいは東葛地区少年野球連盟が主催もしくは後援する野球大会への派遣
- ③野球に関する知識、技術の向上に向けた講習会の開催及び研究指導活動
- ④野球規則及び審判技術講習会等の開催
- ⑤その他、本連盟の目的達成に必要と思われる地域活動

第3章 登録チーム

第6条 第3条の本連盟の目的に賛同し、本連盟に加入を希望する野球チームは、所定の手続きにより本連盟会長に対し入会申し込みを行うものとする。

第7条 会長は前条の入会申し込みを執行役員会に諮り、その了承を得た後、当該チームの入会を認めるものとする。

第8条 本連盟に所属する野球チームは、松戸市及びその近隣に居住する少年少女で編成され、松戸市に所在するチームとする。
2 本連盟に所属するチームは、スポーツ団体を対象とするスポーツ傷害保険に加入しなければならない。
3 本連盟に所属する野球チームの部員は、他の連盟(硬式野球、ソフトボールを含む)に属する野球チームに所属してはならない。

第4章 役員

第9条 本連盟に次の役員を置き業務執行に当らせる。

会長 1名
副会長 若干名
理事長 1名
事務局長、財務部長、審判部長、事業部長 各1名

第10条 本連盟に名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、常任相談役及び相談役は、執行役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第11条 会長は総会決議をもって選任され、本連盟を代表する。

2 会長は本連盟の業務を統括し、各会議機関を召集する。

第12条 第9条に定める役員の内、会長以外の役員は会長が指名する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは予め定められた順序によりこれを代行する。

第14条 理事長は事務局、財務部、審判部、事業部の各業務を統括する。

第15条 第9条に定める役員その他、会長の指名により各役職に代行若しくは副を置くことができる。

第16条 本連盟は総会の決議をもって会計監査2名を選任し、会計の監査に当らせる。

第17条 本章に定める役員の任期は1年とする。但し再選を妨げない。

第5章 総会

第18条 総会は本連盟登録チームによって構成される最高決議機関で、あって定期総会と臨時総会に区分する。

2 定期総会は毎年3月に開催し、会長の選任、決算の承認並びに予算及び年度事業計画を決定する。

3 臨時総会は会長が必要と認めるとき、あるいは総会構成員の3分の1以上の連名による請求があったときに開催する。

4 総会は会長が召集し、委任状提出者を含み構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 総会の議長は副会長がこれに当る。

6 総会の議決は出席した構成員の過半数をもって決する。

第6章 機関

第19条 本連盟に次の機関を置く。

① 拡大役員会

② 執行委員会

第20条 拡大役員会は第9条、15条及び第16条に定める役員及び会長が招集するその他役員をもって構成し、総会提出議案等本連盟の方針に関する重要事項を決定する。

第21条 執行役員会は第9条に定める役員及びその代行者並びに会長の招集するその他役員をもって構成し、本連盟の運営に関する重要事項を決定する。

第7章 会計

第22条 本連盟の会計年度は毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

第23条 本連盟の運営費は次の収入を以ってこれに当てる。

- ①入会金及び連盟会費
- ②大会参加費
- ③公益金及び寄付金

第24条 本連盟は執行役員会の決定に基づき臨時会費を徴収することができる。

第25条 財務部長は、決算案を作成、これの総会附議に先立ち、会計監査による監査を受けなければならない。

第8章 懲戒

第26条 本連盟登録チーム及びその代表者、監督、コーチが次の事項に該当する行為を行った場合は懲戒の対象とする。

- ①第3条に定める本連盟の目的に違背する行為があった場合
- ②本連盟の総会決議及び本規約に対する重大な違反行為があった場合
- ③本連盟の名誉を著しく汚す行為があった場合

第27条 懲戒は次の通りとする

- ①戒告
- ②試合出場停止
- ③除名

第28条 懲戒の実施及び内容は執行役員会の審議を経て会長が決定する。

附則

第1条 本規約の運用上必要な細則は執行役員会がこれを定める。

第2条 平成元年4月1日施行の本連盟共済規程は平成19年3月31日をもって廃止する。

第3条 本規約は平成19年4月1日より施行する。

(一部改正:昭和53年7月30日)

(一部改正:昭和56年4月1日)

(一部改正:昭和57年4月1日)

(一部改正:昭和60年4月1日)

(一部改正:平成元年4月1日)

(一部改正:平成19年4月1日)

以上